

4 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第73号を発行させていただきます。

事務所便りの作成途中で元号が来月1日から「令和」に改元されることになるという情報が入りました。「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められているようです。その意味に沿った時代になっていただきたいものです。

今月も西国三十三所巡りで参拝に訪れたお寺の写真と桜の写真を掲載いたします。



(写真は、西国第2番札所紀三井寺です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**タクシー代の取扱いについて、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その10** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 タクシー代の取扱い について

業務活動をしている際に経費になるのかどうかなど判断に困る内容をピックアップ(Q&A形式)してご紹介させていただきますこととします。

○接待を受けるためのタクシー代の取扱いは

Q、取引先で懇親会が開催された際の、当該懇親会の開催場所までのタクシー代(当社負担)は、交際費になりますか。

なお、懇親会の費用は取引先が負担します。

A、当該費用は、自社が行う接待のための支出には該当しませんので、交際費等には該当せず、旅費交通費として処理します。

タクシー代の判定

他社が行う接待を受けるために支出するものであり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではないため、交際費等に該当せず、旅費交通費として処理します。

	支出内容	勘定科目
タクシー代	自社が接待をするための取引先等のタクシー代	交際費等
	他社から接待を受けるためのタクシー代	旅費交通費
	その他業務のために使用するタクシー代等	旅費交通費

タクシー代が交際費等に該当するか否かの判定は、そのタクシー代が「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」がどうかにより判定することになります。

タクシー代と 5,000 円基準

自社が懇親会を開催する場合において、取引先分のタクシー代を負担した場合には、当該懇親会が 5,000 円基準により交際費等に該当しない場合においても、当該タクシー代は交際費等となります。



(写真は、西国第 2 番札所紀三井寺です)

○交際費等になるタクシーの使用目的は

Q、当社が開催した懇親会において、得意先を会場まで案内するため、タクシーを使用しました。当該タクシー代は旅費交通費に該当しますか。

A、タクシーの使用目的が、接待等を行うことで、旅費交通費ではなく交際費等に該当することになります。

使用目的別タクシー代の取扱い

タクシー代が旅費交通費と交際費等のどちらに該当するかは、その使用目的により判定します。

自社が懇親会を主催する場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、交際費等に該当することとなります。

	使用目的	判定
タクシー代	接待等を行うため	交際費等
	接待等を受けるため	旅費交通費
	業務のため	旅費交通費

交際費等に該当するタクシー代は、実費ではなくお車代として得意先等に支払った場合においても、交際費等として処理します。

仕事でタクシーを利用することも多いかと思しますので、このテーマを取り上げさせていただきました。使用目的によって勘定科目が異なりますので、処理する際にはお気をつけください。

【参考文献】

- ・新日本法規出版（株）発行 「Q&A 会社税務のポイント」



(写真は、紀三井寺の木造千手十一面観世音菩薩です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

節税保険関連

日経新聞に「生保、「節税保険」見直し 第一や大同 経営者向け、4月から」、「過当競争に終止符 節税保険 国税・金融庁が問題視」、「節税保険販売過熱にメス 金

融・国税庁が批判、停止迫る 規制緩和意図くまず、「節税効果には疑問 実際は「納税の先延ばし」」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・途中解約を前提に、企業が保険料の全額を損金として税務処理できる節税保険にメスが入った。
- ・2017年春の登場以来、節税をあおる売り方が過熱していた中小企業向けの経営者保険は金融庁や国税庁から売り止めを迫られた。
- ・背景には契約者の需要の高さに加え、業界の販売優先の姿勢もあった。
- ・節税商品を巡っては生保業界と国税当局は度々衝突してきた。
- ・法人税の基本通達では原則、保険料の損金計上を認めている。だが2008年は「遡増定期保険」で、2012年は「がん保険」で国税庁は法人保険料を全額の損金とすることを制限してきた。
- ・契約者が法人で、契約期間が3年以上の定期保険と第三分野保険のうち解約返礼率が最大で50%を超えるもの。今回、国税庁は幅広い保険商品を対象とした通達見直し方針を示した。
- ・経営者保険では付加保険料を膨らませて契約者が損金扱いできる保険料を高くして人気をあおった。
- ・経営者向けの保険には、万一の死亡時の保障も確保しつつ、退職時の慰労金を積み立てていくというニーズも根強い。
- ・今回は節税を過度に強調した商品や売り方が問題になり、本来的なニーズに応じる商品にまで売り止めが広がった。代償は重い。

などと書かれておりました。

*税理士をしておられますと生命保険をご紹介しますことは多々あります。この節税保険は経営者にお勧めしやすかったのですが、国税庁の通達見直しによって生命保険会社が販売を停止されたので仕方ありません。



(写真は、紀三井寺で撮影した桜です)

中小企業資金繰り関連

日経新聞に「10連休の混乱防止へ政府方針 中小資金繰り支援」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は、皇位継承に伴う4～5月の10連休で国民生活の混乱を避けるための対処方針を更新したと発表した。
- ・連休中の中小企業の資金繰りを支えるため、日本政策金融公庫によるつなぎ融資の特別枠の創設を追加した。
- ・資金繰り支援は連休に伴い売上高が減ったり、入出金の時期が前後したりして資金がショートする恐れのある中小企業が対象になる。
- ・中小企業の相談に応じる専用窓口も設けた。連休中の営業予定が顧客に伝わる取り組みを金融機関に求めた。

などと書かれておりました。

*資金繰りに余裕がない中小企業の経営者・個人事業主の方は、早めに日本政策金融公庫などの金融機関に融資の相談に行くことをお勧めいたします。



(写真は、紀三井寺からの眺めです)

4 習慣をちょっと変えてみる その10

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「悩むより動く—そのほうがずっと簡単です」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・就職活動でも人間関係でも、頭だけで考えていると、「これはできない」「あれも無理」という気持ちがむくむくと成長してしまいます。
- ・でも、いざ自分の体で飛び込んでみると、意外にあっさり達成できたり、具体的な解決策が見つかったりすることは多いもの。
- ・本当はありもしない心配の種を、自分で作り出していないですか？
わざわざ自分から心配の迷路に迷い込み、悶々とするなんて、もったいない。
目の前にある現実を目に向け、一步、歩を進めましょう。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、毎年2、3月は個人の確定申告業務で忙しくしております。書類整理が自分の考えているペースで処理していけないと確

定申告の提出期日までに提出ができなくなるのではないかと心配になることが多々あったからです。

まだ手元に届いていない書類の事を気にしすぎて、その時に整理している書類でミスをしてしまい、その訂正により時間がかかってしまうという悪循環に陥ったこともありました。あれこれ考えて心配事を増やしてしまうのではなく、自分でしないといけない事を一つ一つきっちりこなしていくのが結果的にスムーズに仕事を進められることになるのだとこの参考文献を読んで思いました。

今月は年度替わりで環境の変化がある月ですので心配事が増えやすい時期ですが、あまり悩まずに自分のできる事をコツコツを積み重ねていきましょう。

【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明(ますのしゅんみょう) 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

5 編集後記

年に数回期間限定でJRが「青春18切符」を販売しています。この時期に販売しているのを思い出し、久しぶりに「青春18切符」を買って、京都府舞鶴市にある西国三十三所の第29番札所「松尾寺(まつのおでら)」に参拝に行ってきました。田舎に行けば行くほど電車の乗り継ぎの際の待ち時間が多くなり思っていた以上に時間がかかりましたが、気分転換ができていい日帰り旅行になりました。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。